

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 二 号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「第三条の二各号」を「第三条の三」に改める。

第六十九条第一号オ及びク中「これ」を「これら」に改め、同条第十二号ロ中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第七十八条第六号イ及び第九十七条第十号ハ中「第十七条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十二条の二の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 三 号

家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則

家畜保健衛生手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から八の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川 県 湖 南 運 動 公 園 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令和三年三月二十五日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 四 号

石川 県 湖 南 運 動 公 園 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

石川 県 湖 南 運 動 公 園 条 例 施 行 規 則 (平 成 十 三 年 石 川 県 規 則 第 二 十 三 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

別表野球場A・Bの項を削り、同表野球場Cの項中「野球場C」を「野球場」に改める。

別記様式第一号、別記様式第四号及び別記様式第五号中「野球場(A B C)」を「野球場」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の石川 県 湖 南 運 動 公 園 条 例 施 行 規 則 の 規 定 に 基 づ い て 作 成 し た 用 紙 は、 な お 当 分 の 間、 所 要 の 調 整 を し て 使 用 す る こ と が で き る 。

石川 県 営 土 地 改 良 事 業 分 担 金 等 徴 収 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令和二年二月二十五日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 五 号

石川 県 営 土 地 改 良 事 業 分 担 金 等 徴 収 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

石川 県 営 土 地 改 良 事 業 分 担 金 等 徴 収 条 例 施 行 規 則 (昭 和 四 十 五 年 石 川 県 規 則 第 四 十 五 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第二条の表第一号中「かんがい排水事業」の下に「更新事業を除く。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

- 6 この規則の施行の際現に指定を受けている指定通所支援基準条例第七十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援規則第十五条第二項第一号、第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第一項第一号、第二項及び第四項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」と、同条第五項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 7 この規則の施行の際現に指定通所支援基準条例第七十九条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援規則第十七条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 8 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援規則第十七条第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。
- 9 この規則の施行の際現に指定を受けている指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十二号)第六条第三項第一号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第二条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 10 この規則の施行の際現に存する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号。次項において「設備運営基準条例」という。)第六十七条第二項に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、第七条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(次項において「新設備運営規則」という。)第十六条第一項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 11 この規則の施行の際現に存する設備運営基準条例第八十二条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営規則第二十条第一号の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同条中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「すること」とする。

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第一条 食品衛生法施行細則(昭和四十八年石川県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(条例第三条の規則で定める場合)

第十一条 条例第三条の規定による規則で定める場合は、飲食店営業のうち、次に掲げる営業を行う場合とする。

- 一 露店営業(露店で営む営業をいう。)
- 二 臨時営業(臨時的に営む営業をいう。)

2 前項各号に掲げる営業にあつては、知事が別に定める基準を適用する。

第十二条を削る。

第十三条の見出しを「営業許可の申請及び営業の届出」に改め、同条第二項中「第六十七条第二項及び第二項の営業許可の申請書の様式」を「第六十七条の申請書及び第七十条の二の届出書」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(営業の許可証の交付)

第十三条 知事は、法第五十五条第一項の規定による営業の許可をしたときは、別記様式第七号による許可証を交付する。

第十四条から第十六条までを次のように改める。

(許可営業者の地位の承継の届出)

第十四条 法第五十六条第二項の規定による届出は、別記様式第八号による届出書によつてするものとする。

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第六条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の見出しを「(音量制限の対象となる飲食店営業)」に改め、同条中「営業は、」の下に「飲食店営業」を加え、「に掲げる飲食店営業及び同条第二号に掲げる喫茶店営業のうち、客席を設けて行う営業(以下「飲食店営業等」という)を「に規定するものうち客席を設けて行う営業をいう。以下同じ」に改める。

第四十四条の見出し、第四十五条第二号及び別表第三中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改める。

別記様式第二十八号中「喫煙区域標識」を「喫食区域標識」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定、第四条中石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則別記様式第一号及び別記様式第四号の改正規定並びに附則第五項の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)第二条の規定による改正前の食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けて営業を行っている者については、同条第三項の有効期間の満了する日までは、第一条の規定による改正前の食品衛生法施行細則(以下「旧規則」という)第十五条から第十八条までの規定は、なおその効力を有する。
- 3 旧規則第十四条の許可の標識は、この規則の施行の日以後も、なお当分の間使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第二十條第一項及び第三項の規定による届出をして営業を行っている者については、旧規則第二十一条の規定は、なおその効力を有する。
- 5 この規則による改正前のそれぞれの規則に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所定の調整をして使用することができる。